

犬山市告示第 89 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の行旅死亡人を取り扱いましたので、同法第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 6 年 5 月 15 日

犬山市長 原 欣 伸

- 1 本籍及び住所 不 詳
- 2 氏 名 不 詳
- 3 年齢及び性別 年齢 50 歳以上程度の男性
- 4 人相、特徴等 身長 165 センチメートルから 167 センチメートル程度の白骨死体ほぼ 1 体、白系長袖ヘンリーネック T シャツ、黒系長ズボン、色不明のトランクス様のもの、茶色靴下、黒系スニーカー、ひも状の衣類
- 5 発見日時及び場所  
令和 5 年 11 月 26 日（日）午前 9 時頃  
愛知県犬山市字倉曾洞 1 番地 368  
長瀬方から北方約 60 メートルの雑木林内
- 6 死因及び状況  
死因 不 詳  
状況 山の斜面の裾の砂利地帯にて白骨が発見された。
- 7 遺留金品（所持品）  
現金 750 円、カッターナイフ、ロープ
- 8 死体の処置  
令和 6 年 4 月 17 日、尾張北部聖苑において火葬に付し、遺骨は犬山市福祉課で保管。